



鳥取県公報

平成12年2月1日(火)

第7150号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 保険薬局の指定の辞退（保険課） 1
- 保安林の指定の解除予定（4件）（森林保全課） 1
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課） 3
- 物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等（会計課） 3
- ◇ 調達公告 公募型指名競争入札の実施（管理課） 5

告 示

鳥取県告示第43号

保険薬局の指定の辞退があったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第2条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
有限会社池田薬局	鳥取市今町一丁目323	平成12年2月14日

鳥取県告示第44号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八東町大字志谷字峠501の24
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第45号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町津地字峠谷西平1030の9・字峠谷東平1033の10・1033の12・1034の28・字奥メウガ谷1038の2・1039・字上ノ谷1102の8（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

送電施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第46号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1（1）解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町下黒坂字蕎麦谷1310の22、1310の56、1310の61

（2）保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3）解除の理由

道路用地とするため

2（1）解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町下黒坂字オノ木原上エ1018の5

（2）保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3）解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第47号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1（1）解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字御机字細谷744の10・744の12・744の13・744の16から744の18まで（以上6筆国有林）、744の3・744の9・744の11・744の15（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

（2）保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字背戸ノ谷373の7(国有林)、372の8・373の3(以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、372の5(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

3(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字下モ之段382の13・字向坂56の2・61の2(以上3筆国有林)56の1・61の1・字辻谷333・336の1・336の2(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第48号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により告示する。

平成12年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 開発許可の年月日及び番号

平成11年8月10日鳥取県指令倉土維10第1号

2 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市下大江字上河原

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡大栄町大字由良宿551-2

サンエイ開発有限会社 代表取締役 吉村 俊治

鳥取県告示第49号

平成12年度において県が締結する物品等又は特定役務(測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務を除く。)の調達のための契約であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用されるもの(以下「特定調達契約」という。)に係る競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

平成9年鳥取県告示第399号(物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)及び平成10年鳥取県告示第782号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づいて認定された資格は、この告示に基づいて認定された資格とみなす。

平成12年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業種区分

競争入札参加資格（以下「資格」という。）の業種区分は、調達する物品等又は特定役務の種類に応じ、次のとおりとする。

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船艇及び航空類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工事用材料類、看板・塗料類、役務、食品類、雑類並びに私下品類

2 申請の受付時期

平成12年2月10日から同年3月9日まで（郵送による場合は、同日の消印のあるものまで）とする。なお、それ以降の時期においても、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 願書の入手方法

競争入札参加資格審査願（以下「願書」という。）は、鳥取県出納局会計課で配布する。なお、郵送による願書の請求は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角2）を同封して行うこと。

(2) 願書の入手方法

願書に次の書類を添え、鳥取県出納局会計課用度係（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7432）へ提出すること。なお、郵送による場合は書留郵便とすること。

ア 経営実態調書（所定の様式によること。）

イ 営業用機械器具調書（所定の様式によること。）

ウ 法人にあっては資格審査申請時の直前の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては資格審査申請時の直前に提出した所得税確定申告書の写し

エ 資格審査申請時前1年において納税義務の発生した事業税、自動車税及び消費税の納税証明書

オ 法人にあっては登記簿の謄本、個人にあっては住民票の抄本

カ 営業に必要な許可、認可、届出、登録等の証明書

キ 代表者が禁治産者、準禁治産者又は破産者でないことを証する書類

ク 印鑑証明書又は印鑑登録証明書

ケ 委任状（委任する場合）

コ 代理店又は特約店証明書（該当する場合）

サ 使用印鑑届

(3) 願書等の作成に用いる言語

ア 願書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

4 資格の決定

資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。

(1) 資格審査申請時までの営業年数

(2) 資格審査申請時の直前の2営業年度における製造高、販売高又は収入高について算定したそれぞれの年間平均

(3) 資格審査申請時の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における流動比率

(4) 資格審査申請時における従業員の数

(5) 直前決算における機械器具、車両、運搬具等の残存価格

(6) 直前決算における自己資本

(7) その他経営及び信用の状態

5 競争入札に参加することができない者

次に掲げる者には、資格を付与しない。

- (1) 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者
 - (2) 次の各項目のいずれかに該当すると認められる者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）で、その事実があった後2年を経過していないもの
 - ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (3) 願書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 手形の不渡り処分を受けた者及び欠損の内容により経営状態が不健全であると認められる者
 - (5) 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けている者
- 6 資格審査の結果の通知
資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 有効期間
平成12年4月1日から平成13年3月31日までとする。ただし、2のなお書きにより随時申請をした場合は、資格を付与されたときから平成13年3月31日までとする。
 - (2) 更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成13年度から平成15年度まで有効な資格に係る審査の申請手続き等を平成12年5月頃に告示する予定なので、当該告示に基づき申請書類を提出すること。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工事名 県立鳥取商業高等学校体育館改築工事（建築）
- (2) 工事場所 鳥取市湖山町北二丁目
- (3) 工事内容

ア 本件工事は、県立鳥取商業高等学校の既設体育館等の解体を行い、体育館、渡り廊下等の建築を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事及び機械設備工事と協調を図り実施する必要がある。

- (4) 工事の詳細

ア 解体建物

体育館	鉄骨造2階建	1,109.00㎡
渡り廊下	鉄骨造平屋建	197.10㎡
プロバングス庫	コンクリートブロック造平屋建	6.20㎡
薬品庫	コンクリートブロック造平屋建	4.70㎡

屋外便所	鉄筋コンクリート造平屋建	11.90㎡
洗心館（一部）	鉄骨造平屋建	79.70㎡（解体部分）
イ 新築建物		
体育館	鉄骨造2階建	
	建築面積	1,812.06㎡
	延べ床面積	1,699.00㎡
渡り廊下	鉄骨造平屋建	
	建築面積	186.60㎡
プロパンガス・薬品庫	コンクリートブロック造平屋建	
	建築面積	12.00㎡
	延べ床面積	12.00㎡

(5) 工期 平成12年3月から平成13年2月20日まで

（一部は、平成12年3月から平成12年4月30日まで又は平成12年3月から平成12年6月15日まで）

(6) 予定価格 388,815,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていること。
- (4) 平成10年鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。
- (5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。
- (6) 平成12年2月1日（火）から同月10日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 平成11年4月1日からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (9) 平成2年度以降に工事が完成し引き渡し完了している鉄骨造で一棟の延べ床面積が1,000㎡以上の建物の建築工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
- (10) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - ア 平成2年度以降に一棟の延べ床面積が500㎡以上の建築工事に従事した経験を有する者であること。
 - イ 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
 - ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成12年2月1日（火）から同月10日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。